

令和8年度農繁期イノシシ・シカ捕獲者表彰実施要領

1 目的

イノシシ・シカによる農作物被害が増加する中で、被害低減には農繁期の罾による捕獲が効果的とされている。しかし、これまで冬期間の巻狩りが中心であった本県では、農繁期の捕獲は雑草の繁茂や高温時の作業で重労働であることなどから、他県に比べ取組が進んでいない状況にある。

このため、農繁期にイノシシ・シカを捕獲した者の中から適正かつ効果的な捕獲を実施した者を表彰することにより、担い手の確保、罾捕獲技術の向上、捕獲数の増加等による農作物被害の低減を目指す。

2 実施主体

新潟県鳥獣被害対策支援センター

3 表彰者数

最優秀賞・優秀賞・特別賞 計5名程度

4 応募要件等

(1) 応募者の要件

新潟県内の市町村が許可する有害鳥獣捕獲の従事者

(2) 対象イノシシ・シカ

新潟県内において令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）の間に有害鳥獣捕獲により罾で捕獲されたイノシシ・シカ

5 応募方法

市町村による推薦を基本とする。

自薦の場合は、別紙の応募用紙に必要事項を記入し、必要な資料を添付の上、市町村担当課宛に応募する。

6 応募期間

令和8年10月1日（木）から10月31日（土）まで

7 審査

新潟県鳥獣被害対策支援センターにて審査を行い、上位入賞者を選出する。

各審査については別紙の審査基準に基づき審査する。

審査にあたり別途追加で資料を確認する場合がある。

なお、必要に応じて有害捕獲、イノシシの生態等に関する学識経験者、専門家等に意見を伺うものとする。

8 表彰式等の開催

令和9年2月に表彰式・意見交換会を実施予定。

応募者へは、別途案内する。

9 受賞者の公表等

受賞者の住所（市町村名のみ）、氏名及び捕獲の概要等を新潟県鳥獣被害対策支援センターにて公表することとする。

10 注意事項

応募者の捕獲状況については、新潟県鳥獣被害対策支援センター、新潟県農林水産部のホームページや研修会資料等に掲載するなど活用する場合がある。

審 査 基 準

I 最優秀賞・優秀賞

○ 農作物被害低減の効果及び適正な捕獲

1 捕獲したイノシシ・シカの大きさ

- ・捕獲したものの中で、最も大きいイノシシ・シカの体長で審査
- ・審査対象個体のうち上位5頭に対して

最も大きい個体に50点

次点以降は、

2位：40点、3位：30点、4位：20点、5位：10点

※イノシシ・シカそれぞれ順位付けを行うものとする

2 捕獲頭数

- ・イノシシ・シカの捕獲頭数で審査
- ・幼獣1頭につき10点
- ・オス1頭につき20点
- ・メス（幼獣除く）1頭につき30点

3 くくり罠での捕獲

- ・くくり罠を使用して捕獲した成獣1頭につき10点

II 特別賞

最優秀賞・優秀賞受賞者以外で、地域の生息数、捕獲実施年数などを考慮し、特に他地域の参考となる事例がある場合のみ表彰するものとする。

受賞人数に関しては、応募状況により決定するものとする。